

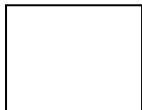
＜交通安全テスト＞

平成27年11月号

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

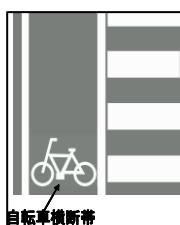
① 自転車は、道路の端であれば、どこを走ってもよい。



② 歩行者用路側帯（白色実線が2本）は自転車で通行することはできない。



③ 自転車は、交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければならない。



④ 自転車で走行中、歩行者とぶつかった場合でも、歩行者が「大丈夫です」と立ち去った場合は、警察へ交通事故の届け出をしなくてもよい。



⑤ 自転車のライトが壊れていたが、夜でも明るい道なので、そのまま走った。



＜交通安全テスト＞ 平成27年11月号

解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車は道路の端であれば、どこを走ってもよい。【×】

A : ● 道路交通法第2条第1項第11号（軽車両）

自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

● 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等（抜粋））

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

＜指導のポイント＞

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行することとされています。

※ 参考～

○ 普通自転車の歩道通行（道路交通法第63条の4第1項）

○ 普通自転車により歩道を通行することができる者（道路交通法施行令第26条）

＜概要＞

・ 自転車歩道通行可の道路標識がある場合

・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）

70歳以上の者

身体の不自由な人

の場合

・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行ができない場合

は、歩道を通行することができる。



自転車通行可



歩道通行可を示す標示

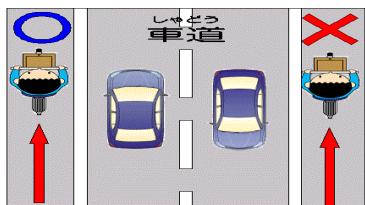
② 歩行者用路側帯は自転車で通行することはできない。【○】

A : ● 道路交通法第17条の2（軽車両の路側帯通行（抜粋））

軽車両は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。

＜指導のポイント＞

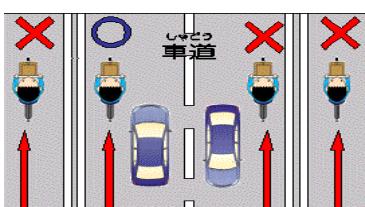
路側帯には3種類あります。



※ 路側帯（白い1本線）
左側の路側帯は通行できる。



※ 駐停車禁止路側帯（白い1本線と破線）
左側の路側帯は通行できる。



※ 歩行者用路側帯（白い線が2本）
通行できない。
自転車は車道の左端を走りましょう。

※ 路側帯を通行する場合は、歩行者を妨げないような速度と方法で通行しましょう。

③ 自転車は、交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通りなければならない。【○】

A : ● 道路交通法第63条の6（自転車の横断の方法）

自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節3 交差点の通り方

（5）交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通りなければなりません。

＜指導のポイント＞

自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通って道路を渡りましょう。

④ 自転車で走行中、歩行者とぶつかった場合でも、歩行者が「大丈夫です」と立ち去った場合は、警察へ交通事故の届け出をしなくてよい。【×】

A : ● 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置（抜粋））

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の運転

者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

＜指導のポイント＞

自転車も車両の仲間であり、警察に届出義務があります。相手が立ち去っても、交通事故を起こした時は、家族の人に伝えるなどして、必ず警察に届け出るようにしましょう。

＜罰則＞

- ・ 救護（緊急）措置義務違反（死傷事故の場合）
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・ 報告義務違反
3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

⑤ 自転車のライトが壊れていたが、夜でも明るい道なので、そのまま走った。

【×】

A : ● 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 自転車は、軽車両に分類される。
- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

● 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令（道路交通法施行令第19条）で定める場合においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

罰則：5万円以下の罰金

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得）

(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

＜指導のポイント＞

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすためだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行している自転車・人に自分の存在を早く知らせることができます。

自転車に乗る前にライトが点灯するか、壊れていないか点検してから乗りましょう。暗くなり始めたら早めに、自転車のライトを点灯しましょう。

夜間の外出時の服装は、白や黄色のような明るい色の服を着用しましょう。

黒や紺色の服は周りの暗さと同化してしまいます。

また、反射材も活用しましょう。

反射材は車のライトを反射して光を跳ね返す特性があり、約100メートル先（前照灯（ハイビーム）点灯時）の車の運転手に気づいてもらうことができます。